

第 4929 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 2月25日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇨ 施行日をまたぐサービスの消費税の取扱い

**Q**：当社は、事務機器の保守サービスを行っています。料金は年契約になっており、毎月20日で締めて月末に請求していますが、消費税の施行日をまたぐ期間のサービスについては、どのような取扱いをすればいいのでしょうか？

**A**：4月20日における税率（8%）が適用されることとなります。

### 【解説】

お尋ねは、3月21日から4月20日までのサービスについては、8%の消費税率が適用されるのか、それとも3月21日から3月31日までの分は5%、4月1日から4月20日までの分は8%というように日割り計算をするのかということだろうと思います。

このような場合は、1か月分の料金を日割り計算する等により、3月21日から3月31日までの期間に相当する金額を計算することも可能ですが、ご照会のような取引は、毎月20日締めとしている1か月分の計算期間が1の取引単位と認められることから、日割り計算せず、その取引単位ごとに計算することになります。

したがってこのような場合は、月ごとに役務提供が完了するものと考えられますことから、平成26年3月31日から4月31日までの役務提供については、その役務提供の完了した日である4月20日における税率（8%）が適用されることとなります。

